交通事故を起こしたら・・



- ① 直ちに車両等の運転を停止
- ② 負傷者を救護
- ③ 道路における危険を防止する措置
- ④ 直ちに最寄りの警察署等の警察官に報告をしなければなりません。

(道路交通法第72条第1項前後段) これらの措置をしなければ…



過失運転致死傷等

+

救護義務違反

(10年以下の懲役または100万円以下の罰金) (付加点数 35点) 等

「自転車・電動キックボード等で交通事故を起こした場合」のほか、「相手が軽いケガ」でも、「大丈夫!と言って立ち去って」も、運転者は必ず4つの義務をしなければなりません。

<u>交通事故を起こしたら、車両の運転を停止して、運転者の責任を果たしましょう。</u>

